

福岡県公報

令和6年1月19日
第 464 号

目 次

告 示 (第15号 - 第29号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	4
○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○特定危険薬物の指定	(薬 務 課)	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	5
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	6
○福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(行政経営企画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	9
○一級建築士事務所の監督処分について	(建築指導課)	9
教育委員会		
○指定管理者の指定	(教育庁体育スポーツ健康課)	10

告 示

福岡県告示第15号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第113号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木屋ヶ谷	北九州市八幡西区大膳二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第16号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第114号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
木屋ヶ谷	北九州市八幡西区大膳二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第17号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木屋ヶ谷	北九州市八幡西区大膳二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
木屋ヶ谷	北九州市八幡西区大膳二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第19号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
畑（b-b）	北九州市門司区畑（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第20号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡県告示第508号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
畑 (b-b)	北九州市門司区畑 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第21号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 6 年 1 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
畑 - 2 - 2	北九州市門司区大字畑 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 6 年 1 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

畑 - 2 - 2	北九州市門司区大字畑 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
-----------	-------------------------------	---------	-------------------

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域 (平成25年 3 月福岡県告示第455号) のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西畑町 - 2	北九州市若松区西畑町 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
頓田(a) - 3	北九州市若松区大字頓田 (別紙図面 2 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 及び 2 は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第24号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域 (平成25年 3 月福岡県告示第456号) のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 6 年 1 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西畑町-2	北九州市若松区西畑町（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
頓田(a)-3	北九州市若松区大字頓田（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1及び2は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
頓田-1-3	北九州市若松区大字頓田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第26号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
頓田-1-3	北九州市若松区大字頓田（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第27号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
八女市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第28号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 2-（エチルアミノ）-2-（3-ヒドロキシフェニル）シクロヘキサ-1-オン及びその塩類
- (2) 化学名 N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類
- (3) 化学名 エチル=3, 3-ジメチル-2-（1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド）ブタノアート及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和6年1月20日

福岡県告示第29号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 大間
- 2 区域の所在地 大牟田市大字上内字大間、壱本松
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から23号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と23号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
-----	----	------

大牟田市大字上内字大間	1872番1	1号
	1872番2	2号、21号及び22号
	1869番	3号及び4号
	1864番	5号及び19号
	1865番1	6号、7号及び9号
	1863番3	8号
	1867番1	14号
	1863番1	15号
	1860番1	16号
	1857番1	17号
大牟田市大字上内字壱本松	1858番	18号及び20号
	1873番1	23号
	3986番1	10号から13号まで

公告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字上府字長浦449番1から449番5まで、450番3、450番4、460番4、462番2、463番3から463番8まで、464番2、465番1から465番3まで、466番2、466番3、467番3、467番4、468番1、468番4及び469番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目3番23号
西田商運株式会社

代表取締役 西田 眞壽美

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画生産緑地地区の決定（令和5年12月22日久留米市告示第622号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第243回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 日時

令和6年1月29日 13時30分

2 会場

福岡市博多区千代四丁目1-27

福岡県自治会館 2階 大会議室

3 予定議案

- (1) 筑豊広域都市計画道路の変更について
- (2) 筑豊広域都市計画道路の変更について
- (3) 筑後中央広域都市計画道路の変更について
- (4) 筑豊広域都市計画道路の変更について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となる可能性がある。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市馬田字神田150番1、151番1、160番及び161番並びに字野田730番2から730番4まで、731番1、731番2及び734番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

朝倉市下浦2331番地1

大福メタルエイト株式会社

代表取締役 福岡 期徳

公告

福岡県公報発行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和6年1月19日から令和6年2月19日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市泊字フシカ坂965番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県知事 服部 誠太郎

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和5年12月19日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 アクロスモール春日
(2) 所在地 春日市春日五丁目17番地
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都北区赤羽二丁目1番1号 外34者	株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫 東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号 外35者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日
令和5年12月21日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 ドラッグコスモス福岡店
(2) 所在地 福津市手光南一丁目2092番2
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 MEGAドン・キホーテ那珂川店

(2) 所在地 那珂川市片縄四丁目31番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年12月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ドラッグストアモリ浮羽店

(2) 所在地 うきは市浮羽町東隈上字東571番15外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所

株式会社ドラッグストアモリ	代表取締役 森 竜馬	朝倉市一木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ドラッグストアモリ	朝倉市一木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

令和6年8月26日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,481平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物南側及び東側	60

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物南側	14

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北側	40

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物敷地北西側	7.43

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地南東側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年12月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコスモス福岡店

(2) 所在地 福津市手光南一丁目2092番2

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時00分	午後9時00分	午前9時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後9時30分	午前8時30分から午後10時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前6時00分から午後10時00分	24時間

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録を取り消したので、同条第4項において準用する同法第10条第5項の規定により公告する。

令和6年1月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和5年12月8日

2 処分を受けた建築士事務所の名称等

名称	所在地	開設者	登録番号等
有限会社サン総合企画一級建築士事務所	みやま市瀬高町小川398-5	有限会社サン総合企画（清算人：橋本順治）	一級建築士事務所 福岡県知事登録 第1-50080号

3 処分の内容

建築士事務所の登録取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社サン総合企画一級建築士事務所は、破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したにもかかわらず、建築士法第23条の7の規定に基づく廃業の届出がなされていないことが判明した。このことは、同法第26条第1項第3号に該当する。

教育委員会

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第6条の規定に基づき、福岡県立総合射撃場の指定管理者を指定したので、同条例第7条第3項の規定により次のように公示する。

令和6年1月19日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立総合射撃場	福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号	公益財団法人福岡県スポーツ振興センター	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで